

# 医療法人社団みつわ会

## 利用料金表

平成29年4月1日

〔 負担割合 2 割 〕

老人保健施設のぞみの園  
サテライト老健のぞみ  
サテライト老健ちわら  
グループホーム ひだまりの家  
有料老人ホーム サニーハウス茅原  
有料老人ホーム みつわ荘  
有料老人ホーム 共栄荘  
有料老人ホーム あじさいの家  
のぞみの園訪問介護サービス/安らぎケアちわら  
訪問リハビリテーションのぞみ/訪問リハビリテーションちわら  
茅原クリニック

「 \* 」印がある金額は内税標記、印がない金額は非課税

①のぞみの園・入所 [在宅強化型]

A 基本費用

(単位:円)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
施設サービス費	1,624	1,772	1,896	2,008	2,118
居住費	370				
食費	1,380				
その他基本費用	342				
日額	3,716	3,864	3,988	4,100	4,210
月額(30日)	111,540	115,980	119,700	123,060	126,360

②のぞみの園・短期入所 [在宅強化型]

A 基本費用

(単位:円)	介護予防短期入所		短期入所				
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
施設サービス費	1,304	1,614	1,734	1,882	2,006	2,118	2,228
居住費	370		370				
食費	1,380		1,380				
その他基本費用	314		314				
日額	3,368	3,678	3,798	3,946	4,070	4,182	4,292

※短期入所(予防含)の食費は入退所日に限り1食ごとの請求となります。(朝 340円・昼 600円・夕 440円)

その他基本費用		短期	入所		内容
		日額	日額	月額	
加算	栄養マネジメント	—	28	—	栄養ケア計画に基づき管理栄養士による栄養管理が行われ、その成果を定期的に評価
	口腔衛生管理体制	—	—	60	歯科医師等の技術的助言・指導に基づき、口腔ケア・マネジメントを実施
	夜勤職員配置	48		—	夜間勤務を行う看護職員又は介護職員の数が規定以上
	在宅復帰・在宅療養支援機能	—	0	—	「C 施設状況に応じ算定となる加算 1」参照
	サービス提供体制強化(I)	36		—	介護職員の総数のうち、介護福祉士が60%以上
	介護職員処遇改善(I)	※		—	※[ A(施設サービス費のみ) + B + C ] × 3.9% = 単位数
費用	日常生活品費	130		—	石鹸・シャンプー等の日用品の費用
	教養娯楽費	100		—	レクリエーションで使用する材料費や遊具等の費用
計		314	342	60	

③サテライト老健ちわら(多床室)・入所

A 基本費用

(単位:円)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
施設サービス費	1,536	1,632	1,754	1,856	1,962
居住費	370				
食費	1,380				
その他基本費用	348				
日額	3,634	3,730	3,852	3,954	4,060
月額(30日)	109,080	111,960	115,620	118,680	121,860

④サテライト老健ちわら(多床室)・短期入所

A 基本費用

(単位:円)	介護予防短期入所		短期入所				
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
施設サービス費	1,216	1,524	1,646	1,742	1,864	1,966	2,072
居住費	370		370				
食費	1,380		1,380				
その他基本費用	314		314				
日額	3,280	3,588	3,710	3,806	3,928	4,030	4,136

※短期入所(予防含)の食費は入退所日に限り食ごとの請求となります。(朝 340円・昼 600円・夕 440円)

その他基本費用		短期	入所		内容
		日額	日額	月額	
加算	栄養マネジメント	—	28	—	栄養ケア計画に基づき管理栄養士による栄養管理が行われ、その成果を定期的に評価
	口腔衛生管理体制	—	—	60	歯科医師等の技術的助言・指導に基づき、口腔ケア・マネジメントを実施
	夜勤職員配置	48		—	夜間勤務を行う看護職員又は介護職員の数が規定以上
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	—	6	—	「C 施設状況に応じ算定となる加算 1」参照
	在宅復帰・在宅療養支援機能	—	0	—	「C 施設状況に応じ算定となる加算 1」参照
	サービス提供体制強化(Ⅰ)	36		—	介護職員の総数のうち、介護福祉士が60%以上
	介護職員処遇改善(Ⅰ)	※		—	※[ A(施設サービス費のみ) + B + C ] × 3.9% = 単位数
費用	日常生活品費	130		—	石鹸・シャンプー等の日用品の費用
	教養娯楽費	100		—	レクリエーションで使用する材料費や遊具等の費用
計		314	348	60	

⑤サテライト老健ちわら(2床室)・入所

A 基本費用

(単位:円)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
施設サービス費	1,536	1,632	1,754	1,856	1,962
居住費	370				
食費	1,380				
その他基本費用	648				
日額	3,934	4,030	4,152	4,254	4,360
月額(30日)	118,080	120,960	124,620	127,680	130,860

⑥サテライト老健ちわら(2床室)・短期入所

A 基本費用

(単位:円)	介護予防短期入所		短期入所				
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
施設サービス費	1,216	1,524	1,646	1,742	1,864	1,966	2,072
居住費	370		370				
食費	1,380		1,380				
その他基本費用	614		614				
日額	3,580	3,888	4,010	4,106	4,228	4,330	4,436

※短期入所(予防含)の食費は入退所日に限り食ごとの請求となります。(朝 340円・昼 600円・夕 440円)

その他基本費用	短期	入所		内容	
	日額	日額	月額		
加算	栄養マネジメント	—	28	—	栄養ケア計画に基づき管理栄養士による栄養管理が行われ、その成果を定期的に評価
	口腔衛生管理体制	—	—	60	歯科医師等の技術的助言・指導に基づき、口腔ケア・マネジメントを実施
	夜勤職員配置	48		—	夜間勤務を行う看護職員又は介護職員の数が規定以上
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	—	6	—	「C 施設状況に応じ算定となる加算 1」参照
	在宅復帰・在宅療養支援機能	—	0	—	「C 施設状況に応じ算定となる加算 1」参照
	サービス提供体制強化(Ⅰ)	36		—	介護職員の総数のうち、介護福祉士が60%以上
	介護職員処遇改善(Ⅰ)	※		—	※[ A(施設サービス費のみ) + B + C ] × 3.9% = 単位数
費用	*差額室料	300	—	—	2床室
	日常生活品費	130	—	—	石鹸・シャンプー等の日用品の費用
	教養娯楽費	100	—	—	レクリエーションで使用する材料費や遊具等の費用
計	614	648	60		

⑦サテライト老健ちわら(個室)・入所

A 基本費用

(単位:円)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
施設サービス費	1,390	1,480	1,602	1,706	1,808
居住費	1,640				
食費	1,380				
その他基本費用	1,348				
日額	5,758	5,848	5,970	6,074	6,176
月額(30日)	172,800	175,500	179,160	182,280	185,340

⑧サテライト老健ちわら(個室)・短期入所

A 基本費用

(単位:円)	介護予防短期入所		短期入所				
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
施設サービス費	1,150	1,432	1,500	1,590	1,712	1,816	1,918
居住費	1,640		1,640				
食費	1,380		1,380				
その他基本費用	1,314		1,314				
日額	5,484	5,766	5,834	5,924	6,046	6,150	6,252

※短期入所(予防含)の食費は入退所日に限り1食ごとの請求となります。(朝 340円・昼 600円・夕 440円)

その他基本費用	短期	入所		内容	
	日額	日額	月額		
加算	栄養マネジメント	—	28	—	栄養ケア計画に基づき管理栄養士による栄養管理が行われ、その成果を定期的に評価
	口腔衛生管理体制	—	—	60	歯科医師等の技術的助言・指導に基づき、口腔ケア・マネジメントを実施
	夜勤職員配置	48		—	夜間勤務を行う看護職員又は介護職員の数が規定以上
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	—	6	—	「C 施設状況に応じ算定となる加算 1」参照
	在宅復帰・在宅療養支援機能	—	0	—	「C 施設状況に応じ算定となる加算 1」参照
	サービス提供体制強化(Ⅰ)	36		—	介護職員の総数のうち、介護福祉士が60%以上
	介護職員処遇改善(Ⅰ)	※		—	※[ A(施設サービス費のみ) + B + C ] × 3.9% = 単位数
費用	*差額室料	1,000	—	—	個室
	日常生活品費	130	—	—	石鹸・シャンプー等の日用品の費用
	教養娯楽費	100	—	—	レクリエーションで使用する材料費や遊具等の費用
計	1,314	1,348	60		

⑨サテライト老健のぞみ・入居〔在宅強化型〕

A 基本費用

(単位:円)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
施設サービス費	1,632	1,780	1,904	2,016	2,126
居住費	1,970				
食費	1,380				
その他基本費用	664				
日額	5,646	5,794	5,918	6,030	6,140
月額(30日)	169,440	173,880	177,600	180,960	184,260

⑩サテライト老健のぞみ・短期入所〔在宅強化型〕

A 基本費用

(単位:円)	介護予防短期入所		短期入所				
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
施設サービス費	1,320	1,634	1,742	1,890	2,014	2,126	2,236
居住費	1,970		1,970				
食費	1,380		1,380				
その他基本費用	664		664				
日額	5,334	5,648	5,756	5,904	6,028	6,140	6,250

※短期入所(予防含)の食費は入退所日に限り食ごとの請求となります。(朝 340円・昼 600円・夕 440円)

その他基本費用		短期	入所		内容
		日額	日額	月額	
加算	口腔衛生管理体制	—	—	60	歯科医師等の技術的助言・指導に基づき、口腔ケア・マネジメントを実施
	夜勤職員配置	48		—	夜間勤務を行う看護職員又は介護職員の数が規定以上
	在宅復帰・在宅療養支援機能	—	0	—	「C 施設状況に応じ算定となる加算 1」参照
	サービス提供体制強化(I)イ	36		—	介護職員の総数のうち、介護福祉士が60%以上
	介護職員処遇改善(I)	※		—	※〔A(施設サービス費のみ) + B + C〕× 3.9% = 単位数
費用	*差額室料	350		—	全室個室
	日常生活品費	130		—	石鹸・シャンプー等の日用品の費用
	教養娯楽費	100		—	レクリエーションで使用する材料費や遊具等の費用
計		664	664	60	

**B 個別的な対応による費用**

(単位:円)

入所	短期	予防 短期	加算	日額	内容
○	—	—	初期加算	60	入所日から30日以内の期間について加算
○	—	—	短期集中リハビリテーション	480	入所日から3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを実施
—	○	○	個別リハビリテーション	480	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを実施
○	—	—	認知症短期集中 リハビリテーション	480	認知症を有する入所者に生活機能回復を目的とした集中リハを実施 (入所日から3月以内、1週間3日)
○	—	—	療養食	36	医師の食事箋に基づいた特別な食事を提供
—	○	○		46	
○	—	—	経口移行	56	経管で食事摂取している入所者に対して、経口摂取を進めるための栄養管理を実施
○	—	—	経口維持(Ⅰ)	800 / 月	経口により食事摂取をしており、摂取機能障害があり誤嚥が認められる入所者に対し、栄養管理するための食事観察及び会議を行い継続的な経口摂取維持のための特別な管理を実施
○	—	—	経口維持(Ⅱ)	200 / 月	
○	—	—	口腔衛生管理	220 / 月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上提供
○	—	—	入所前後訪問指導(Ⅰ)	900	退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び、診療方針を決定する場合(入所予定日前30日以内又は入所後7日以内)
○	—	—	入所前後訪問指導(Ⅱ)	960	入所前後訪問指導(Ⅰ)をするにあたり更に、生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活に係わる支援計画を策定した場合(入所予定日前30日以内又は入所後7日以内)
○	—	—	退所前訪問指導	920	退所前に入所者の居宅に訪問し、入所者や家族に対し療養上の指導を行う
○	—	—	退所後訪問指導	920	退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、入所者や家族に対して療養上の指導を行う 注)退所先が社会福祉施設等の場合は、当該社会福祉施設等に訪問し、連絡調整、診療方針の決定を行う
○	—	—	退所時指導	800	退所後居宅にて療養を継続する場合、退所時に入所者やその家族に対し療養上の指導を行う 又は、試行的に退所させる場合において療養上の指導を行う場合
○	—	—	退所時情報提供	1,000	退所後の主治医に診療状況を示す文書を添えて紹介、また入所者の処遇に必要な情報を提供
○	—	—	退所前連携	1,000	退所後の居宅介護支援事業所に対し情報提供等の必要な情報を提供
○	—	—	認知症情報提供	700	過去に認知症の原因疾患に関する確定診断を受けておらず、認知症のおそれがあると医師が判断した利用者に対し、本人又は家族の同意を得た上で、利用者の診療状況を示す文書を添えて、厚生労働大臣が定める機関に当該入所者の紹介を行う場合
○	—	—	地域連携診療 計画情報提供	600	医科診療報酬の地域連携診療計画管理料又は地域連携診療計画退院時指導料を算定して保険医療機関を退院し入所者に対して、当該保険医療機関が地域連携診療計画に基づき、入所者の治療等を行うと共に、入所者の同意を得た上で、退院した月の翌月までに、地域連携診療計画管理料を算定する病院に入所者の診療情報を提供した場合
○	—	—	老人訪問看護指示	600	退所時、医師から訪問看護が必要と認められ、医師により訪問看護ステーション等に訪問看護指示書を交付した場合
○	—	—	外泊時費用	724	2泊3日以上の外泊をした場合(連泊は6日間・月1回)
○	○	○	若年性認知症利用者受入	240	若年性認知症入所者に対して個別に担当者を定め、施設サービスを提供
○	○	○	認知症行動・ 心理症状緊急対応	400	医師により認知症の行動・心理症状があり在宅での生活が困難と判断された利用者に対し、緊急で受入れを実施(入所~7日)
—	○	—	緊急短期入所受入	180	居宅サービス計画にない短期入所を利用者の状態や家族事情で緊急受入した場合(7日)
—	○	○	送迎(片道)	368	送迎を行う場合
○	○	○	特定治療	診療点数×10円	リハビリテーション、処置、手術、麻酔、放射線治療を行った場合
○	○	○	緊急時治療管理	1,022	利用者の病状が著しく変化し、緊急的な医療管理を行う場合
○	—	—	所定疾患施設療養費	610	肺炎・尿路感染症・带状疱疹の入所者に、投薬、検査、注射、処置等を行った場合
—	○	—	重度療養管理	240	喀痰吸引、経管栄養、褥瘡の治療等を計画的医学管理のもと、継続して実施した場合。
○	—	—	ターミナルケア①	320	死亡日以前4日~30日
○	—	—	ターミナルケア②	1,640	死亡日前日及び前々日
○	—	—	ターミナルケア③	3,300	死亡日

**C 施設状況に応じ算定となる加算 1**

のぞみの園			サテライト老健のぞみ			サテライト老健ちわら			加算	日額	内容
入所	短期	予防 短期	入所	短期	予防 短期	入所	短期	予防 短期			
×	—	—	×	—	—	○	—	—	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	6	認知症の専門的な研修を終了した職員を一定以上配置し、認知症を抱える入所者に対し適切な認知症ケアを提供
×	—	—	×	—	—	×	—	—	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	8	
×	—	—	×	—	—	×	—	—	在宅復帰・ 在宅療養支援機能	54	[1]当施設の在宅復帰率が30%を超える[2]退所後、職員が居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることで、退所者の在宅における生活が1月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること[3]30.4÷平均在所日数=0.05以上
○	○	○	○	○	○	○	○	○	サービス提供体制強化(Ⅰ)イ	36	介護職員の総数のうち、介護福祉士が60%以上

**D 施設状況に応じ算定となる加算 2**

介護職員処遇改善(Ⅰ)	×3.9%	介護職員の処遇を改善することを目的に介護報酬に含まれる [A(施設サービス費のみ)+B+C]×3.9%=単位数を加算
-------------	-------	---

**E 実費**

洗濯料金	理髪料	カットのみ・顔そりのみ	*電化製品持込	食事キャンセル料
実費(外部委託)	2,000	1,500	51 / 日	前日の17時以降から当日までに、外出・外泊・家事都合で急遽食事をキャンセルされる場合に限り、1日もしくは実費分のキャンセル料をご請求させていただきます。

①・③・⑤・⑦・⑨ 入所の1月分利用料 = A + B + C + E

②・④・⑥・⑧・⑩ 短期入所の利用料 = A×利用日数 + B + C + E

# ⑪のぞみの園・通所

## A 基本費用

(単位:円)

通所リハビリテーション	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1時間 ~ 2時間	658	716	776	834	896
2時間 ~ 3時間	686	796	910	1,020	1,132
3時間 ~ 4時間	888	1,040	1,192	1,346	1,498
4時間 ~ 6時間	1,118	1,332	1,544	1,756	1,968
6時間 ~ 8時間	1,452	1,750	2,044	2,346	2,642
8時間 ~ 9時間	1,552	1,850	2,144	2,446	2,742
9時間 ~ 10時間	1,652	1,950	2,244	2,546	2,842
10時間 ~ 11時間	1,752	2,050	2,344	2,646	2,942

通所介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
2時間 ~ 3時間	532	610	690	768	848
3時間 ~ 5時間	760	872	986	1,096	1,210
5時間 ~ 7時間	1,144	1,352	1,560	1,768	1,976
7時間 ~ 9時間	1,312	1,550	1,796	2,042	2,288
9時間 ~ 10時間	1,412	1,650	1,896	2,142	2,388
10時間 ~ 11時間	1,512	1,750	1,996	2,242	2,488
11時間 ~ 12時間	1,612	1,850	2,096	2,342	2,588

介護予防通所リハビリテーション	要支援 1	要支援 2
月額	3,624	7,430

※通所リハビリテーション・通所介護共通(予防除く)  
送迎を行わない場合は、片道につき94円基本料金から引いた  
料金となります。

※サテライト老健のぞみ、サテライト老健ちわらも同じ料金になります。

# ⑫サテライト老健のぞみ/サテライト老健ちわら・通所

通所リハビリテーション	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1時間 ~ 2時間	658	716	776	834	896
2時間 ~ 3時間	686	796	910	1,020	1,132
3時間 ~ 4時間	888	1,040	1,192	1,346	1,498
4時間 ~ 6時間	1,118	1,332	1,544	1,756	1,968
6時間 ~ 8時間	1,452	1,750	2,044	2,346	2,642
8時間 ~ 9時間	1,552	1,850	2,144	2,446	2,742
9時間 ~ 10時間	1,652	1,950	2,244	2,546	2,842
10時間 ~ 11時間	1,752	2,050	2,344	2,646	2,942

## B 施設状況に応じ算定となる加算 1

のぞみの園			サテライト老健				加算	日額 (予防は月額)	内容
通り	通介	予防	のぞみ		ちわら				
通り	通介	予防	通り	予防	通り	予防			
○	—	—	×	—	○	—	中重度者ケア体制	40	中重度(要介護3・4・5)の方を積極的に受け入れ、在宅生活の継続に資するサービスを提供するため、看護職員又は介護職員を指定基準よりも多く配置
—	○	—	—	—	—	—		90	
○	—	—	○	—	○	—	理学療法士等体制強化	60	専従する常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を2名以上配置(1-2時間利用者のみ対象)
○	○	—	○	—	○	—	サービス提供体制強化(I)イ	36	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が50%以上
—	—	○	—	○	—	○	サービス提供体制強化(I)イ	144	
—	—	○	—	○	—	○	要支援1 要支援2	288	

## C 施設状況に応じ算定となる加算 2

のぞみの園			サテライト老健のぞみ		加算	加算率	内容
通り	通介	予防	通り	予防			
○	—	○	○	○	介護職員処遇改善(I)	×4.7%	介護職員の処遇を改善することを目的に介護報酬に含まれる (A+B+D)×加算率=単位数を加算
—	○	—	—	—		×5.9%	



**D 個別的な対応による加算**

(単位:円)

のぞみの園		サテライト老健		加算	日額	内容	
のぞみ	通介	のぞみ	ちわら				
通り	通介	通り	通り				
○	○	○	○	入浴介助	100	入浴介助を行う	
○	○	—	○	栄養改善	300	低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対し、栄養管理を提供(3月以内に1月2回)	
○	○	○	○	口腔機能向上	300	口腔機能低下又はそのおそれのある利用者に対し、口腔機能の向上を目的としたサービス(口腔清掃、摂取、嚥下機能に関する訓練の指導又は実施)を提供(3月以内に1月2回)	
○	—	○	○	短期集中リハビリテーション	220	退院(所)日又は認定日から数えて3月以内の期間に集中的に個別のリハビリテーションを実施	
—	○	—	—	個別機能訓練(Ⅰ)	92	多職種が共同し個別機能訓練計画(居宅を訪問3月に1回)を作成し、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数の機能訓練が設定され、計画に基づき機能訓練を実施	
—	○	—	—	個別機能訓練(Ⅱ)	112	多職種が共同し生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画(居宅を訪問3月に1回)を作成し、その計画に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に実施	
—	○	—	—	認知症加算	120	中重度(要介護3・4・5)の方を積極的に受け入れ、在宅生活の継続に資するサービスを提供するため、看護職員又は介護職員を指定基準よりも多く配置(日常生活自立度Ⅲ以上の方対象)	
○	—	○	○	重度療養管理	200	要介護3・4・5であり、厚生労働大臣が定める状態(経管栄養等)である者に対して、医学的管理のもと通所リハビリテーションを実施	
○	○	○	○	若年性認知症利用者受入	120	若年性認知症利用者に対して適切なサービスを提供	
○	—	○	○	生活行為向上 リハビリテーション	4,000 /月	開始月から起算して3月以内	生活行為の充実を図るための内容をリハビリテーション実施計画に定め、利用者の有する能力の向上を支援した場合
					2,000 /月	開始月から起算して3月超6月以内	
○	—	○	○	リハビリテーション マネジメント(Ⅰ)	460 /月	リハビリテーション実施計画を作成し、進捗状況を定期的に評価し必要に応じて当該計画を見直しを実施	
○	—	○	○	リハビリテーション マネジメント(Ⅱ)	2,040 /月	開始月から起算して6月以内	リハビリ職員またその他の職種が協働し継続的にリハビリテーションの質を管理し利用者を対象としたリハビリテーション会議を定期に開催
					1,400 /月	開始月から起算して6月超	

のぞみの園		サテライト老健		加算	月額	内容
のぞみ	通介	のぞみ	ちわら			
予防	通介	予防	予防			
○	○	○	○	若年性認知症利用者受入	480	若年性認知症利用者に対して適切なサービスを提供
○	×	○	○	① 栄養改善	300	低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対し、栄養管理を実施
○	○	○	○	② 口腔機能向上	300	口腔機能低下又はその恐れのある利用者に対し、口腔機能の向上を目的としたサービス提供(口腔清掃、摂取、嚥下機能に関する訓練の指導又は実施)
○	○	○	○	③ 運動器機能向上	450	利用者の運動器機能向上を目的として個別にリハビリテーションを実施
○	○	○	○	選択的サービス複数実施(Ⅰ)	960	①②③の内、いずれか2つ実施
○	×	○	○	選択的サービス複数実施(Ⅱ)	1400	①②③の全てを実施

・通り：通所リハビリテーション

・通介：通所介護

・予防：介護予防通所リハビリテーション

**E その他**

食費	600	昼食(おやつ含)
日常生活品費	50	石鹸・シャンプーなどの日用品
教養娯楽費	30	レクリエーションで使用する材料費や遊具
計	680	

**F 実費**

紙おむつ	尿取りパット	紙パンツ	朝食	夕食	食事キャンセル料
150	80	200	330	500	利用予定日前日の17時以降から当日までに、家事都合で急遽食事をキャンセルされる場合 に限り、1食ごとの実費分のキャンセル料をご請求させていただきます。

⑪・⑫ 通所の1日分利用料 = A + B + C + D + E + F

注) 予防通所リハビリテーションは月額(E・F以外)

# ⑬グループホームひだまりの家 ・ 入居

## A 基本費用

(単位:円)

入居 [ 認知症対応型共同生活介護 (介護予防含む) ]						
	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス費	1486	1494	1564	1612	1644	1676
その他基本費用	2,173	2,251				
日 額	3,659	3,745	3,815	3,863	3,895	3,927
月 額(30日)	109,770	112,350	114,450	115,890	116,850	117,810

短期入所 [ 短期利用共同生活介護 (介護予防含む) ]						
	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス費	1542	1550	1622	1670	1702	1734
その他基本費用	2,173	2,251				
日 額	3,715	3,801	3,873	3,921	3,953	3,985

その他基本費用		日 額		内 容
		要支援	要介護	
加算	医療連携体制	—	78	「C」参照
	サービス提供体制強化(I)イ	36	36	介護職員の総数のうち、介護福祉士が60%以上
	介護職員処遇改善(I)	※	※	※[ A(サービス費のみ) + B + C ] × 11.1% = 単位数
家 賃		250		
光熱水費		617		
食 費		1,270		短期入所(予防含)は入退所日に限り1食ごとの請求となります。(朝 350円・昼 450円・夕 350円・おやつ行事費 120円)
計		2,173	2,251	

## B 個別的な対応による費用

入居	予防入居	短期	予防短期	加 算	日 額	内 容
○	○	—	—	初期加算	60	入居日から30日以内の期間について加算
○	○	○	○	若年性認知症利用者受入	240	若年性認知症利用者に対して、利用者及び家族の希望を踏まえた介護サービスを提供

## C 施設状況に応じ算定となる加算 1

入居	予防入居	短期	予防短期	加 算	日 額	内 容
○	—	○	—	医療連携体制	78	医療機関との契約により看護師を1名以上確保し24時間連絡体制をとり、入居者の重度化における対応の指針を定めて、説明・同意を得ているなど健康管理・医療連携を強化している
○	○	○	○	サービス提供体制強化(I)イ	36	介護職員の総数のうち、介護福祉士が60%以上

## D 施設状況に応じ算定となる加算 2

入居	予防入居	短期	予防短期	加 算	加算率	内 容
○	○	○	○	介護職員処遇改善(I)	× 11.1%	介護職員の処遇を改善することを目的に介護報酬に含まれる [ A(サービス費のみ) + B + C ] × 11.1% = 単位数 を加算

・入居 : 認知症対応型共同生活介護

・予防入居 : 介護予防認知症対応型共同生活介護

・短期 : 短期利用共同生活介護

・予防短期 : 介護予防短期利用共同生活介護

## E 実 費

※ 紙おむつ・尿取りパット・紙パンツについては持込可

紙おむつ	尿取りパット	紙パンツ	理髪料	カットのみ・顔そりのみ	* 電化製品持込(1製品1日)
150	80	200	2,000	1,500	51
食事キャンセル料		前日の12時以降から当日までに、外出・外泊・家事都合で急遽食事をキャンセルされる場合に限り、1日分のキャンセル料をご請求させていただきます。			

⑬ 入居の1月分利用料 = A + B + E (短期入居は1日分)

# ⑭グループホームひだまりの家 ・ 通所

## A 基本費用

(単位:円)

認知症対応型通所介護〔共用型〕(介護予防含む)							
利用時間	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
2時間～3時間	316	334	340	352	364	376	390
3時間～5時間	502	530	540	560	578	598	618
5時間～7時間	814	860	878	908	940	972	1004
7時間～9時間	938	992	1012	1048	1084	1120	1158
9時間～10時間	1038	1092	1112	1148	1184	1220	1258
10時間～11時間	1138	1192	1212	1248	1284	1320	1358
11時間～12時間	1238	1292	1312	1348	1384	1420	1458

※送迎を行わない場合は、片道につき47単位基本料金から引いた料金となります。

## B 個別的な対応による費用

認介	予防	加算	日額	内容
○	○	入浴介助	100	入浴介助を行う
○	○	若年性認知症利用者受入	120	若年性認知症利用者に対して適切なサービスを提供(利用者ごとに担当者を決る)

## C 施設状況に応じ算定となる加算 1

認介	予防	加算	日額	内容
○	○	サービス提供体制強化(I)イ	36	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が50%以上

## D 施設状況に応じ算定となる加算 2

認介	予防	加算	加算率	内容
○	○	介護職員処遇改善(I)	×10.4%	介護職員の処遇を改善することを目的に介護報酬に含まれる [A(サービス費のみ)+B+C]×10.4% = 単位数 を加算

・認介 : 認知症対応型通所介護(共用型)

・予防 : 介護予防認知症対応型通所介護(共用型)

## E その他

食費	570	昼食(おやつ含)
日常生活品費	50	石鹸・シャンプーなどの日用品
教養娯楽費	30	レクリエーションで使用する材料費や遊具
計	650	

## F 実費

紙おむつ	尿取りパット	紙パンツ	朝食	夕食	食事キャンセル料
150	80	200	350	350	利用予定日前日の12時以降から当日までに、家事都合で急遽食事をキャンセルされる場合に限り、1食ごとの実費分のキャンセル料をご請求させていただきます。

※ 紙おむつ・尿取りパット・紙パンツについては持込可

$$\text{⑭ 通所の1日分利用料} = A + B + C + D + E + F$$

# ⑮ 有料老人ホーム

## A 有料老人ホーム入居料 (「\*」: 内税)

(単位: 円)

サニーハウス茅原	家賃	*光熱水費	*食費	(*個室料)		*電化製品持込 1製品につき	合計
				A(1室)	B(4室)		
日額	790	154	864	(500)	(300)	(51)	1,808
月額(30日)	23,700	4,620	25,920	(15,000)	(9,000)	(1,530)	<b>54,240</b>

みつわ荘		家賃	*光熱水費	*食費	(*個室料)	*電化製品持込 1製品につき	合計
トイレ有居室	日額						
	月額(30日)	36,000	9,270	32,400	—	(1,530)	<b>77,670</b>
トイレ無居室 (共用トイレ)	日額	1,100	309	1,080	全室個室の為無	(51)	2,489
	月額(30日)	33,000	9,270	32,400	—	(1,530)	<b>74,670</b>

共栄荘		家賃	*光熱水費	*食費	(*個室料)	*電化製品持込 1製品につき	合計
日額							
月額(30日)		24,000	6,180	32,400	(15,000)	(1,530)	<b>62,580</b>

あじさいの家		家賃	*光熱水費	*食費	(*個室料)	*電化製品持込 1製品につき	合計
日額							
月額(30日)		36,000	9,270	32,400	—	(1,530)	<b>77,670</b>

※( )内の金額は合計に含まれておりません。

## B 実費

	実費(外部委託)
*洗濯料金	
*理髪料	1,500
*理髪(カットのみ・顔そりのみ)	1,000
薬代	実費
通院費用	実費
おむつ代	実費
食事キャンセル料	前日の17時以降から当日までに、外出・外泊・家事都合で急遽食事をキャンセルされる場合に限り、1食ごとの実費分のキャンセル料をご請求させていただきます。

## 食費の内訳

	*朝食	*昼食	*夕食	日額
サニーハウス	206	247	411	864
みつわ荘	292	356	432	1,080
共栄荘	292	356	432	1,080
あじさいの家	292	356	432	1,080

※ おむつ類については持込可

## ⑮ 1月分利用料 = A + B + C 居宅サービス利用料

### <参考>

ホーム名	A 入居料	C 居宅サービス利用料 ※介護区分支給限度額相当×2		1月分利用料合計
サニーハウス茅原	54,240	要介護1	33,384	87,624
		要介護2	39,232	93,472
		要介護3	53,862	108,102
		要介護4	61,612	115,852
		要介護5	72,130	126,370
みつわ荘 (トイレ有の場合)	77,670	要介護1	33,384	111,054
		要介護2	39,232	116,902
		要介護3	53,862	131,532
		要介護4	61,612	139,282
		要介護5	72,130	149,800
共栄荘	62,580	要介護1	33,384	95,964
		要介護2	39,232	101,812
		要介護3	53,862	116,442
		要介護4	61,612	124,192
		要介護5	72,130	134,710
あじさいの家	77,670	要介護1	33,384	111,054
		要介護2	39,232	116,902
		要介護3	53,862	131,532
		要介護4	61,612	139,282
		要介護5	72,130	149,800

# ⑯のぞみの園訪問介護サービス

## A 基本費用

(単位:円)

訪問介護費 (日額)			
身体介護	20分未満	330	利用者の体に直接接触して行う介助(そのために必要な準備・後始末を含む)や利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上などのための介助を行う(排泄・食事介助・清拭・入浴・身体整容・体位変換・移動・移乗介助・外出介助・起床・就寝介助・服薬介助・自立支援のための見守りの援助など)
	20分～30分 ①	490	
	30分～1時間 ②	776	
	1時間以上 ③	1128	
	以降30分毎	+ 160	
生活援助	20分～45分	366	身体介護以外の調理、洗濯、掃除等の日常生活援助、利用者が単身、家族が障害・疾病のため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行う(掃除・洗濯・ベッドメイク・衣類整理・被服補修・調理・配下膳・買い物・薬の受け取りなど)
	45分以上	450	
(身体介護①～③) + 生活援助	+ 20分以上	134	身体介護①～③いずれかを行った後に引き続き生活援助を行う
	+ 45分以上	268	
	+ 70分以上	402 (限度)	
2人訪問介護員等提供		所定単位数×2	同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に提供
早朝		所定単位数 ×1.25	6:00～8:00に提供
夜間			18:00～22:00に提供
深夜		所定単位数×1.5	22:00～6:00に提供
通院等乗降介助		194	通院等のため、介護員等が自らの運転する車両への乗降介助を行い、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院・外出先での受診手続きや移動等の介助を行う(1回につき)

介護予防訪問介護費 (月額)			
介護予防訪問介護(I)	2,336	要支援1・2	1週間に1回程度
介護予防訪問介護(II)	4,670	要支援1・2	1週間に2回程度
介護予防訪問介護(III)	7,408	要支援2	1週間に2回以上

## B 個別的な対応による費用

訪問	予防	加算	日額	内容
○	○	初回	400 / 月額	新規に訪問介護計画を作成し、初回提供月内にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行う、又は訪問介護員が提供の際に同行
○	—	緊急時訪問介護	200	利用者や家族からの要請に基づき、指定訪問介護を緊急に提供
○	○	生活機能向上連携	200 / 月額	サービス提供責任者が訪問リハビリ又は通所リハビリ事業所の理学療法士等と同行し共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を作成。また計画に基づくサービス提供を行う(初回利用月～3月の間・月1回)

## C 事業所状況に応じ算定となる加算 1

訪問	予防	加算	日額	内容
×	—	特定事業所(I)	所定単位数×20%	職員研修、人材・人員体制、重度利用者数の要件を全て満たしている
○	—	特定事業所(II)	所定単位数×10%	職員研修、人材・人員体制の要件を満たしている
×	—	特定事業所(III)	所定単位数×10%	職員研修、重度利用者数の要件を満たしている

## D 事業所状況に応じ算定となる加算 2

訪問	予防	加算	加算率	内容
○	○	介護職員処遇改善(I)	×13.7%	介護職員の処遇を改善することを目的に介護報酬に含まれる(A+B+C)×13.7% = 単位数 を加算

$$\text{⑯ 訪問介護サービス1日分利用料} = A + B + C + D$$

## ⑰福祉有償運送

(単位:円)

*福祉有償運送	走行1km毎	103	利用条件:通院等乗降介助の移送や訪問介護員付き添いによる移送等、当法人の介護保険サービスと関連がある 利用対象者:要支援・要介護認定を受けている方 実施区域:鶴岡市・三川町 ※ストレッチャー・車椅子の対応可
---------	--------	-----	--

### ⑱訪問リハビリテーションのぞみ・訪問リハビリテーションちわら

(単位:円)

訪問	予防	A 訪問リハビリテーション費	日 額	内 容
○	○	訪問リハビリテーション	604 /回	通院が困難な利用者に対し、理学療法士、作業療法士等のリハビリスタッフが、計画的な医学的管理を行って

#### B 個別的な対応による費用

○	—	リハビリテーション マネジメント(Ⅰ)	120 /月	リハビリ職員またその他の職種が協働し継続的にリハビリテーションの質を管理
○	—	リハビリテーション マネジメント(Ⅱ)	300 /月	リハビリ職員またその他の職種が協働し継続的にリハビリテーションの質を管理し利用者を対象としたリハビリテーション会議を定期に開催
○	○	短期集中 リハビリテーション	400	退院(所)日又は認定日から3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを実施
—	○	訪問介護連携	600 /回	訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行った場合(3月に1回限度)

#### C 施設状況に応じ算定となる加算

○	○	サービス提供体制強化	12	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が3年以上の者が1名以上在職しているため
---	---	------------	----	--

#### D 実 費

交通費	1km	26	起点から訪問先までの片道走行距離が10kmを越える場合、越えたキロ数に応じて発生。(片道走行距離km-10km)×2(往復分)×26円 ※端数切捨
-----	-----	----	---

### ⑲茅原クリニック 訪問看護・居宅療養管理指導

A 訪問看護費		日 額	内 容	
20分未満	看護師	524	通院が困難な利用者に対して、主治医の指示に基づき、看護師、准看護師が訪問看護提供	
	准看	472		
30分未満	看護師	784		
	准看	706		
30分～1時間	看護師	1134		
	准看	1020		
1時間～ 1時間30分	A 看護師	1670		
	准看	1504		
早 朝		所定単位数		6:00～8:00に提供
夜 間		×1.25		18:00～22:00に提供
深 夜		所定単位数×1.5	22:00～6:00に提供	
複数名 訪問看護	30分未満	508	同時に複数の訪問看護員等が1人の利用者に提供	
	30分以上	804		
長時間訪問看護		600	特別な管理を必要とする利用者に対して、A時間提供から引き続き訪問看護を行う	

#### B 個別的な対応による費用

特別管理(Ⅰ)	1000 /月	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である利用者に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行う
特別管理(Ⅱ)	500 /月	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等である利用者に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行う
ターミナルケア	4,000	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合
初回加算	600 /月	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合
退院時共同指導	1,200	病院、老健に入院中若しくは入所中の方に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行いその内容を文書により提供した場合
看護・介護職員連携強化	500	訪問看護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行う(1月1回限り)

#### C 施設状況に応じ算定となる加算

緊急時訪問看護	580 /月	利用者又はその家族に対して24時間連絡体制にあり、必要に応じて緊急訪問を行う体制である
サービス提供体制強化	12	人員体制及び研修を定期開催している

#### D 居宅療養管理指導

居宅療養 管理指導(Ⅰ)	1,006	月1回	同一建物居住者以外に対して行う	在宅の利用者の医師が同一日に訪問診療・往診・居宅療養管理指導を行う場合の利用者又は在宅利用者が通院が困難なものに対して居宅療養管理指導事業所の医師が訪問し、介護支援専門員に情報提供若しくは利用者等に指導及び助言を行う
	904	月1回	同一建物居住者に対して行う	
居宅療養 管理指導(Ⅱ)	584	月2回	同一建物居住者以外に対して行う	
	524	月2回	同一建物居住者に対して行う	

## ⑳安らぎケアちわら・定期巡回随時対応型訪問介護看護

### A 基本費用

(単位:円)

定期巡回随時対応型訪問介護看護費 (月額)		通所利用時の調整 (1日につき)	内容
定期巡回 随時対応型 訪問介護看護 (Ⅱ)	要介護1	11,316	日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を連携して提供し、定期巡回と随時の対応を行う
	要介護2	20,200	
	要介護3	33,538	
	要介護4	42,424	
	要介護5	51,308	
		-62	
		-111	
		-184	
		-233	
		-281	

### B 個別的な対応による費用

加算	日額	内容
初期加算	60(1日につき)	利用開始日から30日以内の期間について加算。

### C 施設状況に応じ算定となる加算

サービス提供体制強化	640	全ての従業者に対し研修計画を作成・実施し、定期的に会議を開催し、全従業者に対し健康診断を定期的実施。介護福祉士等の割合が規定以上。
------------	-----	---

### D 事業所状況に応じ算定となる加算

加算	加算率	内容
介護職員処遇改善(Ⅰ)	× 13.7%	介護職員の処遇を改善することを目的に介護報酬に含まれる (A+B+C) × 13.7% = 単位数 を加算